

医療法人運営の手引き
(社団たる医療法人)

2025 年 4 月改訂版
神奈川県

I 医療法人制度の概要

1 医療法人の種類及び性格

医療法では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを主たる目的として、医療法の規定により設立された法人のことをいい、社団たる医療法人と財団たる医療法人の二つの形態があります。（医療法第 39 条）

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、抛出又は寄附からなります。

なお、平成 19 年 4 月の医療法改正により、持分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特別法人であるといえます。

2 一人医師医療法人制度

昭和 60 年 12 月の医療法改正により、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これがいわゆる「一人医師医療法人制度」です。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度で、基本的には従来の医療法人と全く同じ制度のものです。

社員や役員が一人で良いとする制度ではないのでご注意ください。

3 設立認可の申請

医療法人を設立するには、知事の認可が必要です。（医療法第 44 条）

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請することが必要です。

4 資産要件

医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合及び経営実績が2年未満で一人医師医療法人を設立する場合には、2箇月以上の運転資金を有することが必要です。

5 基金

平成 19 年 4 月から、持分の定めのない社団法人たる医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。（医療法施行規則第 30 条の 37 及び第 30 条の 38）

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものです。

基金に関する手続きの概要は、次のとおりです。

（1）基金を引き受ける者の募集をするにあたり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があります。なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

（2）基金の返還は定時社員総会の決議によって行わなければなりません。

なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。また、代替基金は取り崩すことはできません。

なお、基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051 号）」を参照してください。

6 医療法人の業務範囲

医療法人は、本来業務（その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務）に支障のない限り、定款の定めるところにより、次に掲げる附帯業務の全部又は一部を行うことができます。（医療法第 42 条各号）（厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号）」）

- （１） 医療関係者の養成又は再教育
- （２） 医学又は歯学に関する研究所の設置
- （３） 医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の開設
- （４） 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）
- （５） 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）
- （６） 保健衛生に関する業務（保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限られています。）
- （７） 社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- （８） 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

7 定 款

定款は、社団たる医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。定款には、次の事項を定めなければなりません。（医療法第 44 条）

- （１） 目 的
- （２） 名 称
- （３） 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
- （４） 事務所の所在地
- （５） 資産及び会計に関する規定
- （６） 役員に関する規定

- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 解散に関する規定
- (10) 定款の変更に関する規定
- (11) 公告の方法
- (12) 医療法人設立当初の役員

※ 本手引き内の定款例を参考に作成してください。

なお、定款を変更する場合には知事の認可が必要です。定款を変更しようとする場合には医療法人定款変更認可申請書に、必要な書類を添えて申請してください。

8 設立総会

社団たる医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 抛出(寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 役員及び管理者の選任
- (6) 設立代表者の選任
- (7) 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (8) 医療機器等のリース契約引継の承認
- (9) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (10) その他の必要事項

設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

9 運営機関

社団たる医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。社員総会及び理事会の議事については厚生労働省令に定める事項を内容とする議事録を作成し、会議の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

詳細は、社員総会については「11 社員総会」を、理事会については「15 理事会」を、監事については「16 監事」をご覧ください。

10 社 員

社団たる医療法人は複数の人が集まって構成された団体であり、その構成員のことを社員と呼びます。従業員とは異なります。

社員は社員総会という合議体の構成員となる為、原則として3人以上必要です。

社員は社員総会において法人運営にあたっての重要事項について議決権及び選挙権を行使するため、実質的に法人の意思決定に関われない者を名目的に社員として選任することは認められません。

社員の入社については、社員総会で承認を得る必要があります。また、その退社については定款で定める手続きを経ることとされています。

社団たる医療法人は社員名簿を据え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。

11 社員総会

社団たる医療法人の運営機関の一つとして社員総会があります。

社員総会は、社員をもって構成する法人の最高意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を経なければなりません。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (3) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (4) 重要な資産の処分
- (5) 借入金額の最高限度の決定
- (6) 社員の入社及び除名
- (7) 本社の解散
- (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- (9) その他重要な事項

なお、後述する理事及び監事は、社員総会に出席し、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。(医療法第46条の3の4)

12 役員数

医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くことが原則です。（医療法第46条の5）

13 理 事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行に係る決定に参画します。

また、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

なお、知事の認可を受けた場合を除き、医療機関の管理者は必ず理事に加えなければなりません。（医療法第46条の5）

（1） 理事の義務等（主なもの）

- ・ 忠実義務（法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務）
- ・ 善管注意義務（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- ・ 競業及び利益相反取引の制限（①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、②自己又は第三者のためにする医療法人との取引、③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要）
- ・ 社員総会における説明・報告義務（社員から説明又は報告を求められたとき）
- ・ 監事に対する報告義務（法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき）

（2） 理事の責任（主なもの）

- ・ 法人に対する損害賠償責任（任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任）
- ・ 第三者に対する損害賠償責任（職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任）

14 理事長

医療法人の理事のうち、1人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。

医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。

理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。（医療法第46条の6の2）

理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務があります。（定款に定めた場合は、毎事業年度2回以上（4箇月を超える間隔）に緩和することが可能）

15 理事会

理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる職務を行います。

- （1） 本社の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 理事長の選出及び解職
- （4） 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- （5） 多額の借財の決定
- （6） 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- （7） 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- （8） その他定款に定める事項

16 監事

監事は、当該医療法人の理事又は法人の職員を兼ねることは認められません。（医療法第46条の5第8項）

監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、法人運営を含む財務諸表の監査を客観的に行える者を選任することが必要です。

※参考：厚生労働省通知「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日付け健政発第110号）」

「医療法人運営管理指導要綱」Ⅰ組織運営 2役員 (6)監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

監事の職務は次のとおりです。(医療法第 46 条の 8)

- (1) 医療法人の業務を監査すること
- (2) 医療法人の財産の状況を監査すること
- (3) 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- (4) 上記(1)又は(2)による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること
- (5) 上記(4)の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること (医療法第 46 条の 8 の 2)

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です。(医療法第 48 条)

17 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません。(医療法第 46 条の 5 第 5 項において準用する第 46 条の 4 第 2 項)

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (3) (2)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間に取引関係のある営利法人の役員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません。(厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成 5 年 2 月 3 日付け総第 5 号・指第 9 号)」)

18 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものを原則としますが、定款により、各法人において、任意の1年を定めることができます。(医療法第53条)

医療法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。(医療法第50条の2)

そして、医療法人は、毎会計年度の終了後2月以内に事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者)との取引の状況に関する報告書)を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を経て、3月以内に知事に事業報告書等及び監事が作成した監査報告書を届け出なければなりません。また、同じく会計年度の終了後3月以内に知事に開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告を提出しなければなりません。(医療法第69条の2第2項)なお、事業報告書等は、監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、監事が作成した監査報告書とともに社員総会の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く必要があります。さらに、医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、保存する義務があります。(医療法第51条、第51条の2、第51条の4及び第52条)

※知事に届け出る書類は次のとおりです。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書(厚生労働省令で定める取引に該当する場合)
- (6) 監事の監査報告書
- (7) 開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告

また、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款は、主たる事務所に備えて置き、社員又は債権者からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き、当該事務所において閲覧させなければなりません。(医療法第51条の4)

なお、上記の届出があった書類と定款については、県民等から請求があれば、都道府県知事はこれを閲覧させなければならないと定められています。(医療法第52条第2項)

閲覧の対象は、事業報告書等及び監事の監査報告書については、過去3年間に届けられたもの、定款については、現存するものとなります。

◎決算に係る定時社員総会スケジュールの参考例(4月から翌年3月決算の場合)

法人税の確定申告期限との関係から、毎会計年度の終了後2月以内に定時社員総会を開催するケースを例としています。

3月31日	会計年度末	
4月1日	新会計年度開始	
	決算関係書類・事業報告書等の作成	
	・医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書）を作成	
4月23日	監事へ事業報告書等を提出し、監事の監査を受ける	↑
	監事による監査報告書の提出	
	・監事は、事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日又は理事及び監事が合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告書を社員総会及び理事会に提出	最大4週間
5月14日	理事会招集通知の発出	↓
	・上記期間の間に、スケジュール調整など会議開催に向けた作業	
	・理事会招集権者が、理事会の日の1週間前までに理事会招集通知を発出	
5月22日	理事会開催 （過半数の理事と監事が出席）	↑
	・監事の監査を受けた事業報告書等の承認	
	理事会の承認を受けた事業報告書などの備え置き	1週間
	・社員総会の日の1週間前までに、事業報告書等と監事の監査報告書を主たる事務所に備え置く	
5月22日	社員総会召集通知の発出	↓
	・理事長は社員総会の1週間前までに、理事会の承認を受けた事業報告書などととともに社員総会召集通知を発出	
5月30日	定時社員総会開催 （総社員数の過半数が出席）	
	・貸借対照表及び損益計算書の承認	
	・前記を除く事業報告書等及び監事報告書の報告	
6月中	知事に事業報告書等を届出	
	・知事に事業報告書等届を提出	
	法務局への登記申請	
	・毎事業年度末から3月以内に変更登記	
	知事に医療法人登記事項届を届出	
	・登記後、知事に医療法人登記事項届を提出	

※参考：負債50億円以上又は収益70億円以上など厚生労働省令で定める基準に該当する一定規模以上の医療法人は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施しなければなりません。（医療法第51条、第51条の3）

19 賃貸借契約の引継ぎ

土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合は、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

また、個人開業医と土地、建物の所有者との賃貸借契約を終了させ、新たに医療法人と所有者との賃貸借契約を締結させる必要があります、この契約は長期間にわたるものであり、かつ、確実なものであることを要します。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際の添付書類の一つになります。

なお、個人開業医が所有者（甲）から賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人（乙）を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として「本契約は、神奈川県知事に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって発効するものとし、同法人設立のうえは乙の表示は、医療法人〇〇会 理事長□□□□（主たる事務所の所在地を記載）と読み替えるものとする。」を加えておく必要があります。

20 設立登記

医療法人は、法務局へ設立登記しなければ成立しません。（医療法第 46 条）

従って、医療法人設立認可があれば、出資の払込みその他設立に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条）

さらに設立登記後は、設立登記を行ったことを「医療法人登記事項届」により神奈川県知事へ提出してください。（医療法施行令第 5 条の 12）

- （1） 目的及び業務
- （2） 名 称
- （3） 事務所の所在場所
- （4） 理事長の住所及び氏名
- （5） 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- （6） 資産の総額（純資産額）

また、設立登記申請書類の添付書類は、次のとおりです。（組合等登記令第 16 条）

- （1） 定 款
- （2） 理事長の資格を証する書面（就任承諾書）
- （3） 設立認可書

- (4) 資産の総額を証する書類(財産目録)
 - (5) 代理人によって申請する場合には、その権限を証する書面
- なお、設立登記の際に、理事長の印鑑を同時に法務局へ届け出る必要があります。

21 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。(医療法第 54 条)

従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。それらにあたとされる行為は次のようなものです。

※参考:配当類似行為の例

近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定
病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業
役員等への不当な利益の供与 等

なお、理事、監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益）について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めることとされています。

22 解散及び残余財産の処分

医療法人は次に掲げる事由により解散します。(医療法第 55 条)

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 他の医療法人との合併
- (4) 社員の欠亡
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- (7) 定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であ

って省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します。(医療法第 44 条第 5 項)

また、解散の事由（上記(1)(2)）によっては知事の認可を受けなければ、解散の効力は生じません。なお、この場合知事はあらかじめ医療審議会の意見を聴くことになっています。(医療法第 55 条第 7 項)

Ⅱ 医療法人の運営にあたって

1 定例の手続き

(1) 事業報告書等の提出

期 限	会計年度終了後、2 箇月以内に作成、3 箇月以内に都道府県知事あて提出
添付書類	・ 事業報告書 ・ 財産目録 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 関係事業者との取引に関する報告書（該当がある場合） ・ 監事の監査報告書 ・ 医療法第51条第2項の医療法人（※）は公認会計士等の監査報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（※11ページ参照）
根 拠	医療法第51、52条

(2) 役員変更届の提出（任期满了後重任の場合）

期 限	変更後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 役員変更届 ・ 社員総会議事録 ・ 理事会議事録（理事長が重任する場合） ・ 原本証明（議事録の写しを提出する場合）
根 拠	医療法施行令第5条の13

(3) 医療法人登記事項届の提出

ア 資産総額の変更登記の場合

期 限	1 年に 1 度、登記後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 医療法人登記事項届 ・ 履歴事項全部証明書（原本）
根 拠	医療法施行令第5条の12

イ 理事長の変更登記（任期满了に伴う重任の場合）

期 限	2 年に 1 度、登記後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 医療法人登記事項届 ・ 履歴事項全部証明書（原本）
根 拠	医療法施行令第5条の12

2 随時の手続き例（定款等の変更認可等）

（１）定款等の変更（事業所追加）

期 限	認可希望日の概ね４箇月前に素案提出 （※ただし、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の開設の場合、各施設の開設に係る許可、指定等に２箇月程度を要する場合があります。その前に定款等変更認可が必要ですので、法務局、保健所、関東信越厚生局等へ各手続きのスケジュールを確認のうえ、余裕をもって手続きを進めてください。）
添付書類	・ 定款変更認可申請書 ・ 新旧条文対照表 ・ 社員総会議事録等 ・ 開設しようとする施設の概要が分かる書類（図面、賃貸借契約書等） ・ 変更後２年間の事業計画等 詳細は本手引き内「３ 各種申請・届出必要種類」を参照
根 拠	医療法第54条の９第３項、医療法施行規則第33条の25

（２）定款等の変更（事業所移転）

期 限	認可希望日の概ね４箇月前に素案提出 （※ただし、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の開設の場合、各施設の開設に係る許可、指定等に２箇月程度を要する場合があります。その前に定款等変更認可が必要ですので、法務局、保健所、関東信越厚生局等へ各手続きのスケジュールを確認のうえ、余裕をもって手続きを進めてください。）
添付書類	・ 定款変更認可申請書 ・ 新旧条文対照表 ・ 社員総会議事録等 ・ 開設しようとする施設の概要が分かる書類（図面、賃貸借契約書等） ・ 変更後２年間の事業計画等 詳細は本手引き内「３ 各種申請・届出必要種類」を参照
根 拠	医療法第54条の９第３項、医療法施行規則第33条の25

(3) 定款等の変更（事業所廃止）

期 限	認可希望日の概ね4箇月前に素案提出
添付書類	・定款変更認可申請書 ・新旧条文対照表 ・社員総会議事録等 等 詳細は本手引き内「3 各種申請・届出必要種類」を参照
根 拠	医療法第54条の9第3項、医療法施行規則第33条の25

(4) 定款等の変更（会計年度の変更、社員総会開催時期の変更）

期 限	認可希望日の概ね4箇月前に素案提出
添付書類	・定款変更認可申請書 ・新旧条文対照表 ・社員総会議事録等 等 詳細は本手引き内「3 各種申請・届出必要種類」を参照
根 拠	医療法第54条の9第3項、医療法施行規則第33条の25

(5) 定款等の変更（役員定数の変更）

期 限	認可希望日の概ね4箇月前に素案提出
添付書類	・定款変更認可申請書 ・新旧条文対照表 ・社員総会議事録等 等 詳細は本手引き内「3 各種申請・届出必要種類」を参照
根 拠	医療法第54条の9第3項、医療法施行規則第33条の25

3 随時の手続き例（届出等）

（１）役員変更届の提出（新たに役員に就任する場合（重任を除く））

期 限	変更後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 役員変更届 ・ 社員総会議事録 ・ 新役員の履歴書 ・ 新役員の役員就任承諾書 ・ 新役員の印鑑登録証明書（原本） ・ 理事会議事録（理事長が変更になる場合） ・ 医師（歯科医師）免許証（理事長が変更になる場合） ・ 原本証明（議事録、履歴書、就任承諾書、免許証の写しを提出する場合）
根 拠	医療法施行令第5条の13

（２）役員変更届の提出（任期途中で役員を辞任する場合）

期 限	変更後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 役員変更届 ・ 社員総会議事録 ・ 辞任届 ・ 原本証明（議事録の写しを提出する場合）
根 拠	医療法施行令第5条の13

（３）役員変更届の提出（死亡に伴う辞任）

期 限	変更後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 役員変更届 ・ 死亡診断書（写し）又は除籍謄本（原本） ・ 原本証明（写しを提出する場合）
根 拠	医療法施行令第5条の13

(4) 役員変更届の提出（婚姻等による改姓）

期 限	変更後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 役員変更届 ・ 履歴書（原本）（変更前と変更後を併記すること） ・ 改姓を証する書類（原本） ・ 印鑑登録証明書（原本）
根 拠	医療法施行令第5条の13

(5) 医療法人登記事項届の提出

（理事長の変更（重任含む）、理事長の住所変更・改姓、事務所追加・移転等による目的等の変更、資産の総額の変更等）

期 限	登記後遅滞なく都道府県知事あて提出
添付書類	・ 医療法人社団登記事項届 ・ 履歴事項全部証明書（原本）
根 拠	医療法施行令第5条の12

(6) 医療法人解散の申請（目的たる業務の成功の不能、社員総会の決議等）

期 限	①事由発生後遅滞なく ②解散及び清算人選任の登記後遅滞なく ③清算終了の登記後遅滞なく
添付書類	①の必要書類 ・ 医療法人解散認可申請書 ・ 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類 ・ 理由書 ・ 財産目録及び貸借対照表 ・ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類（予定） 等 ②の必要書類 ・ 登記事項届 ・ 登記事項証明書 ③の必要書類 ・ 登記事項届 ・ 登記事項証明書

	・財産目録及び貸借対照表 ・残余財産の処分に関する事項を記載した書類（結果） ・官報の写し(3回分)
根 拠	医療法第55条第6項、医療法施行規則第34条

(7) 医療法人解散の届出（定款に規定されている場合）

期 限	事由発生後遅滞なく
添 付 書 類	・医療法人解散届（清算後、医療法人清算終了届の提出が必要です。） ・法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類 ・理由書 ・財産目録及び貸借対照表 ・残余財産の処分に関する事項を記載した書類 ・登記事項証明書 ・清算人の履歴書 ・清算人の就任承諾書 ・清算人の印鑑登録証明書（原本） ・保健所に提出した「診療所廃止届」「エックス線装置廃止届」 ・関東信越厚生局に提出した「保険医療機関廃止届」 ・官報の写し(3回分) 等
根 拠	医療法第55条、医療法施行規則第34条

※解散を検討している場合、必ず事前に窓口までご連絡ください。

(8) 医療法人解散の届出（吸収合併による消滅）

期 限	事由発生後遅滞なく
添 付 書 類	・登記事項届 ・登記事項証明書
根 拠	医療法施行令第5条の12

※吸収合併承継法人については、吸収合併認可申請の手続きが必要となります。

(9) 医療法人解散の届出（破産手続開始の決定）

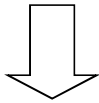
期 限	①破産手続開始後遅滞なく
-----	--------------

	②破産手続終結後遅滞なく
添 付 書 類	①の必要書類 ・ 登記事項届 ・ 登記事項証明書（破産手続開始、破産管財人について登記されたもの） ・ 破産手続開始通知書 ②の必要書類 ・ 登記事項届 ・ 登記事項証明書（破産手続終結について登記されたもの） ・ 破産手続終結通知書
根 拠	医療法施行令第5条の12

- (10) その他随時の手続きが必要となる事項
- ・ 医療法人新設合併認可
 - ・ 非医師理事長の認可
 - ・ 開設する医療機関の管理者を理事に加えないことの認可
- 等

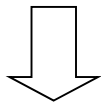
医療法人定款等変更手続きの流れ

定款（寄附行為）変更準備
（申請書素案作成、社員総会開催等）



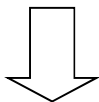
定款（寄附行為）変更認可申請書
の作成又は提出（仮申請）

※この時点で、押印等は不要です。
※1部提出してください。



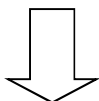
事前審査

※素案の審査には時間（4箇月程度が目安）を要しますので、余裕をもってご提出ください。
※手続きに当たっての不明点があれば提出の前に、1度ご相談ください

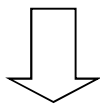


定款（寄附行為）変更認可申請
（本申請）

※県担当者の指示を受けた後、押印済みの書類を2部（正本1部、副本1部）提出してください。
※提出書類の詳細については「Ⅲ 各種申請・届出必要書類」をご確認ください。
※場合により書類の補正等をお願いする場合があります。

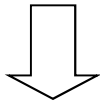


認可書の交付、受領



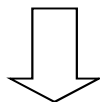
変更登記申請書を法務局に提出

※認可を受けた後、登記事項を変更した場合は、法務局に変更登記を行ってください。(医療法第43条第1項)



医療法人登記事項届、登記済みの履歴事項全部証明書を県医療企画課に提出

※登記完了後、遅滞なく変更登記を行ったことの届（医療法人登記事項届）を神奈川県知事に提出してください。(医療法施行令第5条の12)
※添付する履歴事項全部証明書については原本を送付してください。

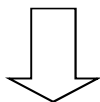


===== (注) =====

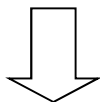
診療所等開設許可申請書を所管の保健所、保健福祉事務所に提出

※登記完了後、速やかに開設許可申請書を提出し、入院設備を有する場合は、病床設置許可申請書および構造設備使用許可申請書を診療所所在地の保健所等に提出し、許可を受けてください。

※なお、入院設備を有する場合は他に必要な手続きがある場合がありますので、保健所等にお問合せください。

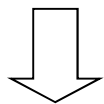


開設許可書の交付、受領



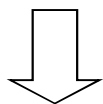
開設届の提出

※開設届を診療所所在地の保健所に提出してください。(医療法施行令第4条の2)

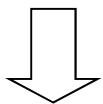


保険医療機関指定関係書類を
関東信越厚生局神奈川事業所
(神奈川県内で開設する場合) へ提出

※保険医療機関の指定を受ける場合
は、関東信越厚生局神奈川事務所で
手続きを行ってください。



保険医療機関指定通知書の交付、受



保険診療の開始

※二重破線（注）以下の手続きについては、県医療企画課の所管外の事務になります。不明
点等がございましたら各所管の保健所等関係機関へお問合せください。

Ⅲ 各種申請・届出必要書類

定款等の変更認可申請の際の必要書類一覧

1. 会計年度の変更、医療法改正対応
2. 診療所(病院、附帯業務事業所)の移転
3. 診療所(病院、附帯業務事業所)の開設、拡大
4. 診療所(病院、附帯業務事業所)の廃止、診療所(法人)名称の変更、住所表示(建物名)変更、役員定数の変更
5. 介護老人保健施設(介護医療院)の開設
6. 既存の附帯業務事業所での新たな附帯業務の開始

※ 上記の各番号が、下の表の番号に対応します。

必要書類	押印	様式 番号	該当 ペー ジ	1	2	3	4	5	6
医療法人定款変更認可申請書		①	30	○	○	○	○	○	○
定款等の新旧対照表		②⑤～ ②⑦	79 ～102	○	○	○	○	○	○
社員総会(社団)又は理事会(評議員会)(財 団)の議事録(写)	注9 △	②⑧～ ③⑩	104	○	○	○	○	○	○
現在の定款(写)				○	○	○	○	○	○
変更後の定款(案)				○	○	○	○	○	○
開設しようとする施設の概要(注11)		⑬⑭	63、 64		○	○		○	○
周辺図					○	○		○	○
平面図(注12) (ビル内の場合はフロア図も必要)					○	○		○	○
(賃貸借の場合) 建物の登記事項証明書 賃貸借契約書 (転貸借の場合)上記に加えて、 所有者と賃貸人の原契約書 所有者の転貸借への同意が分かる書類					注1 △	注1 △		注1 △	
(土地・建物所有の場合) 土地の公図 土地の登記事項証明書 建物の登記事項証明書					注2 △	注2 △		注2 △	
管理者となるべき者の就任承諾書(注13)	要	⑰	67		○	○		○	
〃 履歴書(注13)	要	⑱	69		注3 △	○		○	
〃 印鑑登録証明書(注13)					○	○		○	
〃 免許証(写)(注13)					注3 △	○		○	注4 △
変更後2(3)年間の事業計画(注14)		⑳	70		注5 △	○		○	○
変更予算書(注14)		㉑	71 ～74		注5 △	○		○	○
提出(寄附)の申込みを証する書類(契約書 又は申込書)					注6 △	注6 △		注6 △	注6 △
提出(寄附)する不動産の登記事項証明書及 び評価額を証明する書類					注7 △	注7 △		注7 △	注7 △
医療法人の概要		㉒	75		○	○	○	○	○
法人登記事項 履歴事項全部証明書				○	○	○	○	○	○
理事長の原本証明	注10 △	㉓㉔	76	○	○	○	○	○	○
定款変更認可申請書類一式の副本				注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○	注8 ○

(次頁に注釈あり)

- ※ 必要となる書類は、内容により異なる場合があります。
- ※ (写)を提出する場合は理事長の原本証明が必要です。

○：必要書類 △：必要になることがある書類（注を参照）

注1：土地又は建物を賃借する場合は、必要です。なお、理事が個人所有する建物等を賃借する場合は、理事会において取引の承認を受けたことを証明する書類、近傍類似物件の賃料との比較書類の添付も必要です。

賃貸借契約期間が10年未満の場合、契約期間満了後も再契約を締結するよう努める旨の誓約書の添付をお願いいたします。（66ページ参照）

注2：医療法人が土地及び建物を所有する場合は、必要です。

注3：現に開設する診療所の管理者と異なる場合は、必要です。

注4：新たに開設する施設の管理者について、資格要件が法律等で定められている場合は必要です。

注5：移転先が近隣（隣接地又は同一ビル内）で、事業規模に変動がない場合は、添付を要しません。

注6：新たな抛出(寄附)がある場合は、必要です。

注7：新たに不動産を抛出(寄附)する場合は、必要です。

注8：県担当者の指示を受けて提出してください。正本のコピーを副本として提出いただけます。

注9：法人の現行定款に基づき、記名押印、署名（捺印）又は電子署名を行ってください。

注10：医師（歯科医師）免許証の原本証明をする場合は、理事長の押印が必須です。

注11：病院の移転・増設を行う場合は、病院用の様式（詳細は担当者に御確認ください。）を使用してください。

注12：許可権限を有する保健所と十分に調整を行ってください。

注13：新規診療所の管理者に既存診療所の管理者が就任する場合、当該既存診療所の後任の管理者となる者の就任承諾書、履歴書、印鑑登録証明書、免許証（写し）も必要です。

注14：事業計画の内容によってはその他の財務関係書類の提出を求める場合があります。

注15：事業譲渡により診療所等の開設・廃止を行う場合、譲渡価額の妥当性を確認するため、事業譲渡契約書と譲渡価額の算定根拠（譲渡時点の簿価を確認できる固定資産台帳など）を提出いただきます。

<お願い>

- ・ 申請書類は、添付書類を含め、素案（押印不要）として提出し、県担当者の審査を受けてください。（素案審査）
- ・ 審査後書類が整った段階で、県担当者の指示を受けて必要書類に押印の上、書類を提出してください。（本申請）
- ・ 素案審査は、変更の内容や他の素案提出状況により時間がかかることがあります。

特に、診療所の増設や附帯業務の開始等、変更事由が新たな事業の開始の場合、添付書類も多いため、定款変更の事前相談から事業開始までの期間が短いと、定款変更認可が間に合いません。素案は余裕を持ってご提出くださるようお願いいたします。（認可までの大まかな目安は、本手引き内「2-1 医療法人の運営にあたっての各種申請・届出」をご確認ください。）

各種届出の必要書類一覧

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1. 役員の新規就任（重任を除く）
2. 任期途中の辞任
3. 死亡による退任
4. 婚姻等による改姓
5. 任期満了に伴う辞任 | 6. 役員の重任
7. 医療法人登記事項届
8. 決算の報告 |
|--|--------------------------------------|

※ 上記の各番号が、下の表の番号に対応します。

必要書類	押印	様式 番号	該当 ページ	1	2	3	4	5	6	7	8
医療法人登記事項届		⑦	37							○	
役員変更届		⑧	38	○	○	○	○	○	○		
社員総会議事録	注7 △	⑳㉑	104 ～108	○	注1 △			注1 △	○		
理事会議事録	注7 △	㉒	109 ～110	注2 ○					注2 ○		
役員就任承諾書	要	⑬	68	注3 ○							
履歴書	要	⑭	69	○			注4 注5 ○				
印鑑登録証明書（原本）				○			注5 ○				
医師（歯科医師）免許証（写）				注2 ○							
辞任届（法人独自の様式で構わない）					○						
死亡診断書（写）又は除籍謄本（原本）						○					
事由発生を証するもの（原本）（注9）							注5 ○				
履歴事項全部証明書（原本）										○	
事業報告書等届		⑨⑩	39～59								○
理事長の原本証明	注8 △	㉔	77	注6 △	注6 △	注6 △	注6 △	注6 △	注6 △		

※ 必要となる書類は、届出の内容により異なる場合があります。

○：必要書類

△：必要になることがある書類（注を参照）

注1：社員総会で諮っている場合は添付が必要です。

注2：理事会議事録は理事長の就任・重任の場合は必要です。医師（歯科医師）免許証は理事長の新規就任の場合は必要です。

注3：理事長就任の場合は、「役員」の文字を「理事長」に変更してください。

注4：変更項目については、変更前と変更後を併記してください。

注5：「履歴書及び印鑑登録証明書（原本）」または「事由発生を証するもの（原本）」のいずれかを添付すること。

注6：社員総会議事録、理事会議事録、医師（歯科医師）免許証、役員就任承諾書、履歴書、辞任届等の写しを提出する場合には必要です。

注7：法人の現行定款に基づき、記名押印、署名（捺印）又は電子署名を行ってください。

注8：医師（歯科医師）免許証の原本証明をする場合は、理事長の押印が必須です。

注9：住民票・戸籍謄本等

IV 各種申請様式

医療法人定款（寄附行為）変更認可申請書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
理 事 長

医療法第54条の9第3項の規定により、次のとおり定款（寄附行為）の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

添付書類

- (1) 定款又は寄附行為の新旧対照表
- (2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 定款又は寄附行為の変更が、新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類
 - ア 診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - イ 管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - ウ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (4) 定款又は寄附行為の変更が、医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類
 - ア 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
 - イ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (5) 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類
 - ア 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
 - イ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

備考 「1 変更の内容」には変更する条文をすべて記載していただくか、「別紙新旧条文対照表のとおり」と記載してください。

医 療 法 人 解 散 認 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
理 事 長

医療法第55条第6項の規定により、次のとおり医療法人の解散の認可を受けたいので、申請します。

- 1 名 称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地
- 4 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設以外の業務を併せて行っている場合は、その業務の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

医療法人吸収合併認可申請書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

	所 在 地
	名 称
	代 表 者
申 請 者	
	所 在 地
	名 称
	代 表 者

医療法第58条の2第4項の規定により、次のとおり吸収合併の認可を受けたいので、申請します。

- 1 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 吸収合併後存続する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 吸収合併後存続する医療法人の事業計画の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 社団たる医療法人である場合は総社員の同意の手続を、財団たる医療法人である場合は、吸収合併契約について理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがあるときはその定める割合以上の同意）の手続を経たことを証する書類
- (3) 吸収合併契約書の写し
- (4) 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

医療法人新設合併認可申請書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所在地	所在地
名称	名称
代表者	代表者
申請者	
所在地	所在地
名称	名称
代表者	代表者

医療法第59条の2において準用する同法第58条の2第4項の規定により、次のとおり新設合併の認可を受けたいので申請します。

- 1 新設合併前の新設合併消滅医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 新設合併により設立する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 新設合併により設立する医療法人の事業計画の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 社団たる医療法人である場合は総社員の同意の手続を、財団たる医療法人である場合は、新設合併契約について理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがあるときはその定める割合以上の同意）の手続を経たことを証する書類
- (3) 新設合併契約書の写し
- (4) 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

医療法人吸収分割認可申請書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所在地
名称
代表者

申請者

所在地
名称
代表者

医療法第60条の3第4項の規定により、次のとおり吸収分割の認可を受けたいので申請します。

- 1 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 吸収分割承継医療法人の事業計画の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 社団たる医療法人である場合は総社員の同意の手続を、財団たる医療法人である場合は、吸収分割契約について理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがあるときはその定める割合以上の同意）の手続を経たことを証する書類
- (3) 吸収分割契約書の写し
- (4) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後の2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

医療法人新設分割認可申請書

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所在地
申請者名称
代表者

医療法第61条の3において準用する同法第60条の3第4項の規定により、次のとおり新設分割の認可を受けたいので申請します。

- 1 新設分割前の医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 新設分割により設立する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 3 新設分割により設立する医療法人の事業計画の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 社団たる医療法人である場合は総社員の同意の手続を、財団たる医療法人である場合は、新設分割計画について理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがあるときはその定める割合以上の同意）の手続を経たことを証する書類
- (3) 新設分割計画の写し
- (4) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

V 各種届出様式

医 療 法 人 登 記 事 項 届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地

名 称

理 事 長

次のとおり組合等登記令の規定により登記したので、医療法施行令第5条の12の規定により、届け出ます。

1 登記事項

2 登記年月日

備考

登記事項が知事の認可に係る事項である場合は、「1 登記事項」欄に認可の内容（医療法人の設立等）及び年月日を記入してください。

「2 登記年月日」には、「1 登記事項」欄に記載の事由について登記を行った日付を記入してください。

役 員 変 更 届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地

名 称

理 事 長

次のとおり役員の変更があつたので、医療法施行令第5条の13の規定により、届け出ます。

変更年月日	役 職 名	就 任 者 名	退 任 者 名	変更理由

添付書類

- (1) 役員の変更を行つた社員総会（理事長を含む場合は理事会も必要）の議事録の写し（原本証明必須）
- (2) 新たに就任した役員の就任承諾書、履歴書及び印鑑登録証明書（原本）
- (3) 任期途中で辞任した役員がいる場合には辞任届

※診療所のみを開設する医療法人用

事業報告書等 届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所在地
名称
理事長

医療法第 52 条第 1 項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの
事業年度分の事業報告書等を別添のとおり届け出ます。

添付書類

- (1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書
- (2) 医療法第 46 条の 8 第 3 号の監事の監査報告書
- (3) 医療法第 42 条の 2 第 1 項の社会医療法人にあつては、同項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- (4) 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書、純資産変動計算書及び附属明細書
- (5) 医療法施行規則第 33 条第 1 項第 2 号の社会医療法人債発行法人にあつては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書

事業報告書

(自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の☐を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する診療所の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	〇〇診療所 【〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度決算の決定
 〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更
 〇〇年〇〇月〇〇日 社員の入社及び除名
 〇〇年〇〇月〇〇日 理事、監事の選任、辞任の承認
 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定

// ○○年度の借入金額の最高限度額の決定
// 医療機関債の発行（購入）決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

○○年○○月○○日 ○○病院開設許可（○○年開院予定）
○○年○○月○○日 ○○診療所開設
○○年○○月○○日 訪問看護ステーション○○開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

○○年○○月○○日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
○○年○○月○○日 小児救急医療拠点病院
○○年○○月○○日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

(様式例 2)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

財 産 目 録

(年 月 日現在)

1. 資 産 額	××× 千円
2. 負 債 額	××× 千円
3. 純 資 産 額	××× 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
B 固 定 資 産	×××
C 資 産 合 計 (A + B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C - D)	×××

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※診療所のみを開設する医療法人用

(様式例 3—2)

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

法人名

所在地

貸 借 対 照 表

(年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
II 固 定 資 産	×××	II 固 定 負 債	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××	(うち医療機関債)	(×××)
2 無 形 固 定 資 産	×××	負 債 合 計	×××
3 そ の 他 の 資 産	×××	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(×××)	科 目	金 額
		I 基 金	×××
		II 積 立 金	×××
		(うち代替基金)	(×××)
		III 評価・換算差額等	×××
		純 資 産 合 計	×××
資 産 合 計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

※診療所のみを開設する医療法人用

(様式例 4—2)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

損 益 計 算 書

(自 年 月 日 至 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
本来業務事業利益	×××
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
附帯業務事業利益	×××
事業利益	×××
II 事業外収益	×××
III 事業外費用	×××
経常利益	×××
IV 特別利益	×××
V 特別損失	×××
税引前当期純利益	×××
法人税等	×××
当期純利益	×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

(様式例 5)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1-○									
2-○									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1-○							
2-○							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 種類欄の上段の○部分には、裏面に記載している、注1.の該当する者の番号を、また下段の○部分には注2.の該当する取引の番号を記載してください。

なお、関係事業者が複数ある場合には、適時、表を追加し、関係事業者ごとに記載してください。

※ 該当がない場合は、その旨記載ください。

注 1. 関係事業者とは、当該医療法人と注 2. に掲げる取引を行う場合における注 1. に掲げる者を行います。

- ① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

注 2. 当該医療法人と行う取引

- ① 事業収益又は事業費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の 10%以上を占める取引
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の 10%以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1 千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占め、かつ 1 千万円を超える残高になる取引
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占める取引

注 3. 関係事業者との取引の状況に関する報告に記載する内容

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
- ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ③ 当該医療法人と関係事業者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- ⑦ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

注 4. 関係事業者との間の取引のうち、次に掲げる取引については、報告は不要となります。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(様式例 6)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注1）は、医療法人〇〇会の〇〇会計年度（〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

※病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人用

事 業 報 告 書 等 届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
理 事 長

医療法第 52 条第 1 項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの
事業年度分の事業報告書等を別添のとおり届け出ます。

添付書類

- (1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書
- (2) 医療法第 46 条の 8 第 3 号の監事の監査報告書
- (3) 医療法第 42 条の 2 第 1 項の社会医療法人にあつては、同項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- (4) 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書、純資産変動計算書及び附属明細書
- (5) 医療法施行規則第 33 条第 1 項第 2 号の社会医療法人債発行法人にあつては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書

事業報告書

(自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の☐を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) 又は介護医療院の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第

1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人保健施設	〇〇園	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	入所定員 〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医療院	〇〇介護医療院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地	入所定員 〇〇名 通所定員 〇〇名

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
---------	---------	-----

訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度決算の決定
 〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更
 〇〇年〇〇月〇〇日 社員の入社及び除名
 〇〇年〇〇月〇〇日 理事、監事の選任、辞任の承認
 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
 〃 〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
 〃 医療機関債の発行（購入）決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注） 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上

するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（〇〇年開院予定）

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

(様式例 2)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

財 産 目 録

(年 月 日現在)

1. 資 産 額	××× 千円
2. 負 債 額	××× 千円
3. 純 資 産 額	××× 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
B 固 定 資 産	×××
C 資 産 合 計 (A + B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C - D)	×××

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人用 (様式例 3—1)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

貸 借 対 照 表

(年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	×××	I 流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
II 固定資産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固定負債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基金	×××
有価証券	×××	II 積立金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益剰余金	×××
役職員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	
資産合計	×××	負債・純資産合計	

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

※病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人用

(様式例 4—1)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

損 益 計 算 書

(自 年 月 日 至 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益	×××	
IV 特別利益		×××
固定資産売却益		
その他の特別利益	×××	
V 特別損失		×××
固定資産売却損		
その他の特別損失	×××	
税引前当期純利益	×××	×××
法人税・住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げないこと。

(様式例 5)

※医療法人整理番号

法人名

所在地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1-○									
2-○									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1-○							
2-○							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 種類欄の上段の○部分には、裏面に記載している、注1.の該当する者の番号を、また下段の○部分には注2.の該当する取引の番号を記載してください。

なお、関係事業者が複数ある場合には、適時、表を追加し、関係事業者ごとに記載してください。

※ 該当がない場合は、その旨記載ください。

注 1. 関係事業者とは、当該医療法人と注 2. に掲げる取引を行う場合における注 1. に掲げる者を行います。

- ① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

注 2. 当該医療法人と行う取引

- ① 事業収益又事業費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の 10%以上を占める取引
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の 10%以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1 千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占め、かつ 1 千万円を超える残高になる取引
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1 %以上を占める取引

注 3. 関係事業者との取引の状況に関する報告に記載する内容

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容
- ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ③ 当該医療法人と関係事業者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- ⑦ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

注 4. 関係事業者との間の取引のうち、次に掲げる取引については、報告は不要となります。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(様式例 6)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私(注1)は、医療法人〇〇会の〇〇会計年度(〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

医療法人定款（寄附行為）変更届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地
名 称
理 事 長

次のとおり定款（寄附行為）を変更したので、医療法第54条の9第5項の規定により、届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

添付書類

- （１） 変更後の定款（寄附行為）
- （２） 定款又は寄附行為の新旧対照表
- （３） 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- （４） 登記事項証明書（第2条を変更した場合）

※この様式で届出ができるのは「主たる事務所の所在地の変更（医療機関等の所在地変更を伴う場合を除く）」及び「公告の方法の変更」に限ります。

その他の内容を変更する際には定款変更認可申請（30ページ参照）が必要です。

医 療 法 人 解 散 届

年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
清算人
氏 名

年 月 日をもって医療法人を解散したので、医療法第55条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 名 称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地
- 4 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設以外の業務を併せて行っている場合は、その業務の概要

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) 登記事項証明書
- (6) 清算人の履歴書
- (7) 清算人の就任承諾書

※この様式で届出ができるのは、「(医療法に定められた解散事由以外に) 定款をもって定めた解散事由の発生」又は「社員の欠亡」に限ります。

残余財産の処分方法

1 正味財産 円

2 解散・清算諸費 円

(1) 解散事務費 (例) 円

(2) 従業員退職費 (例) 円

(3) 諸税 (例) 円

(4) 通信費他 (例) 円

(5) 水道光熱費 (例) 円

(6) ○○○ 円

(7) ○○○ 円

3 差引残余財産の額 (1 - 2) 円

4 残余財産の処分方法

法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させる。

5 出資者名簿

氏 名	出資額 (円)	出資割合 (%)

医療法人清算結了届

令和 年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
清算人
氏 名

令和 年 月 日に別添のとおり清算を結了したので、医療法施行令第5条の1
2の規定により、届け出ます。

記

1 解散時の資産総額

2 解散及び清算諸費

- (1) 解散事務費
- (2) 借入金の清算
- (3) 未払金の清算
- (4) その他

3 残余財産

残余財産は、○○○

[添付書類]

清算結了を登記した履歴事項全部証明書（原本）